

<イメージ図>

被災保育所等

被災による避難 等

避難先保育所等

- 災害により臨時休園を行った場合等においても、教育・保育の提供体制を維持するため、通常どおり給付費を支給（1月12日事務連絡）

- 在籍する保育所等を利用できなくなっている場合に、居住地の市町村に所在する別の保育所等を利用することや居住地の市町村以外に所在する保育所等を一時的に利用することが考えられる（1月12日事務連絡）
- その際、転園手続をすることなく、被災保育所等の籍を残したまま利用が可能（1月12日事務連絡）
- 一時預かり事業（災害特例型）により、施設型給付等相当額を支給することを検討中（1月12日事務連絡）
- 利用定員を超過して受け入れが可能（1月2日事務連絡）
- 設備運営基準について、園児の処遇に著しい影響がない範囲内で、基準以下となっても差し支えない（1月2日事務連絡）

保育料の取扱いについて

- 被害を受けた者の保育所等の利用料について、市町村の判断で、減免ができること（減免した部分は国と地方の補助割合に従い、園に対して補助）（1月2日事務連絡）
- 利用者負担の減免による被災自治体の負担を軽減するとともに、自治体ごとの財政力により減免措置に差が生じないように、別途、国による財政支援を行うことを検討中（1月12日事務連絡）